

# 短期入所生活介護事業所 第二喜久松苑

## 利用料金表

(平成28年3月1日～)

### (1) 基本サービス料金(介護保険法が定める法定料金)

区分	併設型短期入所生活介護費 (Ⅰ)		併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)	
	1日あたりの自己負担額		1日あたりの自己負担額	
介護度	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	611円	1,222円	632円	1,264円
要介護2	682円	1,364円	703円	1,406円
要介護3	754円	1,508円	775円	1,550円
要介護4	824円	1,648円	845円	1,690円
要介護5	893円	1,786円	914円	1,828円

### ・その他加算

加算内容	1日あたりの自己負担額	
	1割負担	2割負担
送迎加算(片道)	193円	386円
機能訓練加算	13円	26円
個別機能訓練加算	59円	118円
看護体制加算(Ⅰ)	5円	10円
看護体制加算(Ⅱ)	9円	18円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	14円	28円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	14円
※療養食加算	24円	48円
※認知症行動・心理症状緊急対応加算	209円	418円
※若年性認知症利用者受入加算	126円	252円
※※短期生活処遇改善加算Ⅰ	※※	※※

各種料金に関してはご利用日数に応じ端数処理を行うため若干の誤差が生じる場合がありますのでご了承ください。

※印の加算に関しては、実施したご利用者様のみ対象となります。

※※印の加算に関しては、基本サービス料金に各種加算を加えた総合計の5.9%の金額となります。

また、送迎に関しては、青梅市内・羽村市内・あきる野市内は上記料金にて提供させていただきます。なお、その他の地域は実費徴収となります。

(2) 所定料金

(介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

① 居住に要する費用(1日あたりの費用)

当施設を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

居住種類	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室	840円	0円	370円	370円
個室	1,500円	320円	420円	820円

※ 入所日・退所日も居住費は発生します。

② 食事の提供に要する費用(1日あたりの費用)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にてご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,500円	300円	390円	650円

※ なお、1食あたりの食費は、第4段階の方は、朝食500円、昼食500円、夕食500円となります。また、1～3段階の方は、1食460円となりますが、自己負担限度額は上記介護保険負担限度額認定証に記載された額となります。

③ その他の料金(利用料金の全額が自己負担となります。)

その他、利用者の選定に基づく特別食、行事参加費、理美容代、日用品等は実費相当額をいただきます。